（前のページより続き）
四国地方整備局公示（四国地方整備局）　二三
北海道開発局公示（北海道開発局）
沖縄総合事務局公示（沖縄総合事務局）　二三
国家試験
令和二年度参議院事務局職員採用試験公告（参議院）　二三
令和二年度司法書士試験に関する公告（法務省）　二六
令和二年度簡裁訴訟代理等能力認定考査に関する公告（同）　二六
令和二年度検察官特別考試の施行（検察官・公証人特別任用等審査会）　二七
令和二年司法試験予備試験の試験場（司法試験委員会）　二七
令和二年建築基準適合判定資格者検定の施行について（国土交通省）　二八
令和二年度における臭気判定士試験及び嗅覚検査の実施について（環境省）　二八
令和二年度裁判所職員採用総合職試験（裁判所事務官、院卒者区分）公告（最高裁判所）　二八
令和二年度裁判所職員採用総合職試験（家庭裁判所調査官補、院卒者区分）公告（同）　四〇
令和二年度裁判所職員採用総合職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）公告（同）　四一
令和二年度裁判所職員採用総合職試験（家庭裁判所調査官補、大卒程度区分）公告（同）　四二
令和二年度裁判所職員採用一般職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）公告（同）　四三
令和二年度裁判所書記官等試験委員会臨時委員（同）　四四
令和二年度家庭裁判所調査官試験委員会臨時委員（同）　四四

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　四五
特殊法人等
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の不動産に関する権利の登記を嘱託する場合の職員の指定公告の一部改正、公文書等の管理に関する独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構・国立大学法人東海国立大学機構・国立大学法人九州大学、企業年金基金変更関係　四五
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　四六
会社その他
会社決算公告　七九

規　則

人事院は、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）に基づき、人事院規則一―六四（職員の公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会への派遣）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和二年四月一日　　人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一―六四―一

人事院規則一―六四（職員の公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会への派遣）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一―六四（職員の公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会への派遣）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（派遣除外職員） **第三条**　平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第十六条第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一～八　（略） （削る） 九～十一　（略）	（派遣除外職員） **第三条**　平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第十六条第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一～八　（略） 九　平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第四条第一項の規定により派遣されている職員 十～十二　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）に基づき、人事院規則一―六九（職員の公益社団法人福島相双復興推進機構への派遣）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和二年四月一日　　人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一―六九―一

人事院規則一―六九（職員の公益社団法人福島相双復興推進機構への派遣）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一―六九（職員の公益社団法人福島相双復興推進機構への派遣）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。